文書番号　EM0020-03

# タツモ　グリーン調達ガイドライン

TAZMO®

タツモ株式会社
2010年　8月16日

文書番号　EM0020-03

1. 目的

この「グリーン調達ガイドライン」はタツモ株式会社およびその関係子会社（以下、併せて「タツモ」という）が、製品、部品、原材料などを調達するときの基準を示したものです。各国の環境関連法規制を順守し、お取引先様と協力して環境負荷低減活動に取組み、製品の環境品質の向上に努めることを目的とします。

2. 適用範囲

タツモが生産･販売する製品の構成部品、原材料などタツモが調査対象とする調達品に適用します。

① 材料（金属材料、樹脂材料、セラミック材料等）
② 部品･部材（機械･電気･電子部品、ねじ類、配管･配線材等）
③ 副資材（はんだ、接着剤、各種テープ、インク等）
④ 製品の付属品（取扱説明書･保証書用の用紙･トナー）および配送･保護に用いる包装材料（緩衝材、ダンボール、フイルム、リール、粘着テープ等　）
但し、顧客要求事項の対象となっていないものは④項の対象外とします。
⑤ 製品の生産活動に使用･消費する資材等〔気体、液体（溶剤、薬品、洗剤、油類等）、固体（薬品、洗剤等）〕
⑥ 対象外：顧客要求事項等による指定された部品、材料

3. 用語の説明

(1) 物品

製品の構成部品、部材、材料、副資材及び包装材料や製品の生産活動に使用･消費する資材など。

(2) 使用禁止物質

･現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質。
･タツモ「含有化学物質調査要領」で定めた使用禁止物質。

(3) 使用制限物質

･使用禁止物質以外で、条約･法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質。
･物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質。

(4) 管理物質

物品への含有の有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質。

(5) 環境影響物質

使用禁止物質、使用制限物質および管理物質。

4. 購入する製品、物品調達の考え方

タツモが購入する調達品は、地球環境や作業環境に悪い影響をすべてに於いて及ぼさない。
また、その製造工程に於いても地球環境に配慮されたものであることを望みますので、地球環境保全を進めるためには、下記4つの枠組みが必要と考えます。

①事業活動の環境管理システム。
②法規制の順守、使用禁止物質の不使用及び汚染防止の実施。
③物品の環境管理システム。
④タツモに納入される物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質“が期限以降に含有されないこと。

5. グリーン調達ガイドラインの要求事項

環境保全活動は、以下の仕組みが有効に機能していることが必要です。また、お取引先様の調達先においても同様の仕組みが構築、維持できるよう、管理･指導等を行ってください。

5.1 仕組みに関する要求事項

(1) 事業活動の環境管理システム

環境マネジメントシステム(「ISO14001」「エコアクション21」「エコステージ」等)の認証取得または取得計画により推進中であること。もしくは、独自に運用管理する有効な環境保全に関する以下の取組みを実施していること。

①環境保全について企業理念･方針･目標が明確にされていること。
②環境保全活動を推進する組織･体制が明確にされていること。
③環境関連法規制を順守していること。
④全従業員に対し、環境保全に関する教育･啓蒙を行っていること。
⑤環境に配慮した製品造りおよび物流の合理化を行っていること。

(2) 製品に含有する化学物質に関する管理を確実にする仕組みの構築

①製造から出荷までの全ての工程において、使用禁止物質を含有する製品･部品を造らない、使用しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていること。
②使用する原材料の物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができていること。
③環境影響物質管理を推進する体制(組織、役割、責任)が明確にされていること。
④全従業員に対し、環境影響物質に関する教育を行っていること。

5.2 調達品の選定基準および要求事項

タツモで定義する化学物質は、RoHS指令やREACH規制他の法規制を基に、JGPSSIが調査対象とする物質、顧客要求事項などを考慮して定め、タツモ製品の法規制への対応を実施します。

(1) タツモの製品を構成する物品の管理

タツモに納入する物品の中に、使用禁止物質を含有していないこと。
また、管理物質を含有する場合は、その使用量、使用部位を把握していること。
国内外の法規制により使用の禁止、使用の制限、報告義務またはその他の規制がある化学物質等の把握に努めていること。

(2) タツモに納入される物品の製造過程で使用･消費する物質

製造過程で使用される物質には、使用禁止物質を使用していないこと。
環境、健康、または安全の面から重大な影響がある化学物質、有害廃棄物管理を要求される可能性がある化学物質および使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質等の製品への含有、使用量、部位を把握していること。

5.3 特記事項

下記の項目に該当する場合は、購入仕様書･代替品計画等で別途定めるものとします。

①製品の要求仕様などにより調達品の仕様が本ガイドラインと異なるもの。
②禁止化学物質の使用廃止に伴い、製品の安全性･信頼性の確保が著しく困難になるもの。

6. タツモの評価

6. 1 取引先評価

グリーン調達では、従来の評価基準「品質(Q)･コスト(C)･納期(D)」に、「環境配慮(E)」に関する内容を含めて総合的な【調達品評価】を行います。

タツモでは、調査対象含有化学物質の不使用または、管理･低減された物品を優先調達すると共に、その製造工程においても環境保全に積極的な取組みをされているお取引様を優先します。

6. 2 環境保全に対する自己評価

仕組みに関する要求事項」については、(別紙　1)の「環境保全活動に関する取組み調査票」で自己評価をして頂き、タツモ調達部門へ提出してください。
(※本ガイドラインの 別紙 1 をコピーして、ご記入ください。)

6．3 物品の評価

(1) お取引先様は、タツモに納入する物品の含有化学物質情報をあらかじめ調査してください。物品の含有化学物質の調査は、タツモ「含有化学物質調査要領」に基づいて実施してください。

(2) タツモからお取引先様に、取引対象物品に関する物品調査の回答を依頼します。

(3) タツモは、ご回答いただいた物品調査を基に判定し、要求事項を満たしている物のみ購入します。

6．3 不使用証明書

RoHS規制6物質、JGPSSI指定の禁止物質など環境影響物質（使用禁止物質）の非含有を証明いただくもので、タツモより依頼された場合ご提出をお願いします。

7．協力体制

製品含有化学物質に関する調査は、必要に応じてさらに上流のお取引先様に調査を実施して頂き、その結果をもとに回答ください。また、調査の状況によりタツモが必要と判断した場合は、監査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

8．関係子会社

プレテック株式会社

本社・工場　〒715－0004

岡山県井原市木之子町2750番地

9．情報の取り扱い

ご回答いただいた情報は環境調査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

10．個人情報の取り扱いについて

タツモは、ご提供いただいた個人情報について次のとおり扱います。

以下の取り扱いに同意頂ける場合のみ、（別紙1）にご記入下さい。

・ご提供頂いた個人情報は、記載内容について問い合わせをするために必要な範囲で利用します。

・ご提供頂いた個人情報は、上記目的で利用するほか、法令に基づく場合を除き、同意なく第三者へ提供しません。

・ご提供頂いた個人情報は安全に管理いたします。

11.参考

・JGPSSI：電気・電子機器メーカーの有志企業が集まり、部品・材料に含まれる化学物質調査の共通化を目的に活動している協議会（グリーン調達調査共通化協議会）
（ Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative ）
「製品含有化学物質ガイドライン」は、JGPSSI ホームページを参照してください。

http://www.jgpssi.jp/

・JIG　：JGPSSIと、米国、欧州の業界団体との共同作業により、化学物質調査の共通化のために発行されたガイドライン（ Joint Industry Guide ）

・JAMP　：アーティクルマネジメント推進協議会（Joint Article Management Promotion-consortium）のことです。用語の定義、記入様式等は、以下 JAMP ホームページを参照してください。

http://jamp-info.com/

11. お問合せ先

| | | |
|---|---|---|
| 調達部 | 調達管理課 | グリーン調達専用　mail：green-procurement@tazmo.co.jp |
| | 加工管理係 | TEL 0866-62-5190　FAX 0866-62-5488　mail: kakouka@tazmo.co.jp |
| | 資　材　係 | TEL 0866-62-1089　FAX 0866-63-2353　mail: sizaika@tazmo.co.jp |
| 金型製造部 | | TEL 0866-62-2214　FAX 0866-62-0772　mail: kanagata@tazmo.co.jp |
| プレテック(株) | | TEL 0866-62-0770　FAX 0866-62-0805　mail: soumu@pretec.jp |

13. 改定

本ガイドラインは、今後の法規制および社会動向により適宜改定致します。

14. 制定、改定履歴(文書番号)

制定:2006年06月01日(EM0020)
改定:2007年06月01日(EM0020-01)
改定:2007年06月25日(EM0020-02)
改定:2010年08月16日(EM0020-03)

発行:タツモ株式会社
〒715-8603
岡山県井原市木之子町6186

文書番号　EM0020-03

(別紙 1)

# 環境保全活動に関する取組み調査票

発行日:　年　月　日

タツモ株式会社

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿宛

| | |
|---|---|
| お取引様<br>会社名 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | 印 |
| 記入責任者<br>(役職・氏名) | |
| TEL | |
| E−mail | |

当社の環境保全活動の取組みについて、下記のとおり報告致します。

(1) 環境保全活動への取組み

①ISO14001 など第三者機関の認証を取得済み。 ／ 取得予定がある。　YES／NO

取得日:　年　月　日　　認証機関:

取得規格:　　認証番号:

(取得予定:　年　月頃)

②環境保全に関する次の取組みを実施している。(上記①がYESの場合は記入不要)

a. 環境保全について企業理念、方針などが明確にされている。　YES／NO

b. 環境保全活動を推進する仕組みが明確にされている。　YES／NO

c. 環境関連法規制を順守している。　YES／NO

d. 全従業員に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っている。　YES／NO

e. 環境に配慮した製品造りおよび物流の合理化などを行っている。　YES／NO

(2) 製品に含有する化学物質に関する管理を確実にする仕組みの構築

①製造から出荷までの工程において、禁止物質を含有しない、使用しない仕組みを構築し、常に維持・向上に努めている。　YES／NO

もしくは、その予定がある。　予定:　年　月頃

②環境影響物質管理に関する次の取組みを実施している。(上記①が YES の場合は記入不要)

a. 使用する原材料の環境影響物質情報を必要な時期に入手し、その情報管理(関連する書類の整備)を行っている。　YES／NO

b. 環境影響物質の管理を推進する体制(組織、役割、責任等)が明確にされている。　YES／NO

c. 責任者は環境影響物質の管理に関する教育を行っている。　YES／NO